

## 7月定例教育委員会議事録

1 日 時 令和2年7月21日(火) 午前10時00分から午前10時30分

2 場 所 宗像市役所 本館3階 304会議室

3 出席委員 委員 宮司 葉子  
委員 大庭 多美枝  
委員 石丸 哲史  
委員 釜瀬 計  
教育長 高宮 史郎

4 その他の出席者 教育子ども部長瀧口健治、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長徳永淳、教育子ども部理事兼学校管理課長中村時広、教育子ども部主幹指導主事安河内友美、教育政策課長中野道子、教育政策課参事兼社会教育主事久保謙司、教育政策課指導主事村上暢崇、教育政策課指導主事川原慎一郎、教育政策課指導主事名切太志、子ども育成課長本田和徳、子ども育成課参事賀来元彦、図書課長織戸由美子、文化財課長石松隆通、教育政策課政策係長福永貴志、文化財課主任技師山田広幸、教育政策課政策係主任主事飯野佳代

※傍聴 なし

5 (6/24定例) 議事録の承認 《承認》

### 6 議案

#### ① 議案第8号 宗像市文化財保存活用地域計画の作成について《承認》

【高宮教育長】議案第8号、宗像市文化財保存活用地域計画の作成について、事務局から説明をお願いします。

【文化財課長】宗像市文化財保存活用地域計画の作成について、来月8月4日に開催を予定しております宗像市文化財保存活用協議会において諮問することとしておりますので、今回付議しているところです。詳細は担当よりご説明します。

【文化財課主任技師】計画の作成に先立ちまして、昨年8月に附属機関設置条例の一部改正及び協議会規則の制定について、また、昨年12月には協議会委員の委嘱について、教育委員会に付議させていただきました。今回につきましては、計画作成に係る諮問を行うた

め、教育委員会に付議させていただいているところです。昨年度は地域協議会1回を開催し、先程課長からもご報告しました通り、来る8月4日に2回目の協議会を開催することとなりまして、その際に計画作成についての諮問をしたいと考えております。資料の15ページをご覧ください。こちらに計画作成のスケジュールを掲載しております。計画の作成は昨年度から実施しておりますが、次回の協議会において諮問し、今年度の3月には計画案を完成させたいと考えております。本計画については国の計画認定が必要となりますので、来年度以降申請を行い、令和3年7月に国の認定を受けたいということで、現在国とも調整しながら作業を進めている段階です。説明は以上です。

【高 官 教 育 長】はい、ありがとうございます。それではご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【石 丸 委 員】いくつかお尋ねします。まず9ページで、地域計画作成の背景の1行目の記載ですが、これは結局、守る人がいなくなっているということですか。

【文化財課主任技師】はい、そうです。守る人、継ぐ人がいなくなっているという認識です。

【石 丸 委 員】それから、11ページの「周辺環境とは」というところですが、こちらに5つあげられているのが周辺環境ということですよ。これは環境を構成する要素ということでしょうか。

【文化財課主任技師】そうですね。文化財を取り巻く要素というふうにご理解いただければと思います。

【石 丸 委 員】分かりました。その下に矢印で「もの・こと・ひと・ながめ」とあります。よく「ひと・もの・こと」とは言いますが、それに「ながめ」がついているというのはどういう意図でしょうか。

【文化財課主任技師】周辺環境、周囲の景観というのもこの中の対象に入ってきますので、人と自然の関わりとか、そういったものをイメージするような「ながめ」、一般的に言う景観と考えております。

【石 丸 委 員】景観構成要素として「ひと、もの、こと」がありますよね。その3つではなくて、4つ並列で並べているところに違和感を持ったんですね。「ながめ」は結果として生じる景観であり、その景観が生まれる背景には「ひと・もの・こと」が入っている、所謂景観構成要素だと思うんですね。そこが少し分かりにくかったのでお聞きしました。それと「周辺環境とは」という矢印がそこに向かっていたので。それと関連して、13ページの図に第1章とか第2章とか書いてありますね。これは第4章が3か所くらいありますが、同じ章ということですか。

【文化財課主任技師】はい。現在、計画の章立てを考えておりまして、このような構成で作成したいと考えております。

【石 丸 委 員】これが、計画作成の流れというストーリーを示しているのであれば、普通上から下へ矢印がいつていると、縦の流れでストーリーが展開するとわかりますよね。それが斜めに行ったり横にいつたりしているんですね。まず左上が第1章で、真ん中が

2章で、右側が4章になって、その下が3章というのは、逆読みしていくような、ストーリーとしてはどうしてこうなるのかなと感じました。これは文章的に考えている章なのですか。それとも計画の各段階というか、ステージを示しているものなののでしょうか。

【文化財課主任技師】この章立てについては、国の指針によって一部示しているのですが、分かりづらい部分があるかもしれません。1章は市の概要や現状を捉えるというイメージです。2章は歴史文化遺産の概要を中心に捉えるというふうに考えております。3章は歴史文化に関する内容を記載したいと考えておまして、そして4章以降で現状と課題を併記して書くようなイメージをしておりましたので、このように記載したところです。

【石丸委員】現状と課題の後に分析が来るということですよ。ですので、どこまでが国の引用なのかということですよ。国に基づいてこの流れになっているというのは今お聞きして分かったのですが、手順としては、分析・検討という流れですよ。その前の部分については、分析に先立って何をするようになるのでしょうか。

【文化財課主任技師】現状を把握するということになります。

【石丸委員】その現状把握から分析の必要性が出てきて、それが3章4章で展開されるということですよ。そして、その後に検討する段階で序章が出てくるのですか。この章というのが、国のフレームワークを使っているということでしょうか。

【文化財課主任技師】そうです。

【石丸委員】これは庁内での文書ですか。

【文化財課主任技師】はい。これは案ですが、協議会には今後これを提出して諮っていくことになります。

【石丸委員】わかりました。ありがとうございます。

【教育子ども部長】すみません。私が言う立場にはないのですが、少し感じたことです。よく見ると、同じ4章でも書いていることが違います。4章は現状であり、次の4章では課題、次の4章は方針と記載があります。これはイコールではなくて、構成に関係があるということで章を入れているのですが、ここに章を入れていることが分かりにくくしているのではと感じました。基本的な流れは現状把握、分析、検討の展開となっており、それぞれの組み立てで関係のあるところという意味合いで「章」を入れているように感じました。

【高宮教育長】はい、ありがとうございました。ほかにご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第8号は承認されました。

## ② 議案第9号 宗像市幼児教育審議会委員の委嘱について《承認》

【高宮教育長】議案第9号、宗像市幼児教育審議会委員の委嘱についてです。事務局から説明をお願いします。

【子ども育成課長】17ページ、資料3をご覧ください。宗像市幼児教育審議会委員の委嘱についてご審議いただくものです。当審議会につきましては、宗像市附属機関設置条例及び宗像市幼児教育審議会規則に基づいて設置するものでございます。資料18ページをお願いします。今回、5月で委員の任期が満了となりましたので、令和2年8月1日から令和4年3月31日までの任期について委嘱を提案するものでございます。今回のメンバーについては新任が3名いらっしゃいます。学識経験者の校長先生については、校長会から推薦いただいております。それから幼児の保護者2名についても新任となります。説明は以上です。

【高宮教育長】ありがとうございます。それではご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第9号は承認されました。

## ③ 議案第10号 宗像市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について《承認》

【高宮教育長】続いて、議案第10号、宗像市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

【教育政策課長】資料21ページ、議案第10号をご覧ください。宗像市学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてでございます。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、学校運営協議会を規定する条文が変更されましたので、宗像市学校運営協議会規則の一部を改正するものでございます。23ページの新旧対照表をご覧ください。第1条の趣旨におきまして、法律に規定する学校運営協議会の引用条文が、右側の現行では第47条の6となっていたものを第47条の5に改正するものでございます。第4条以降は表記を整理するものでございます。第5条につきましては制定当初からの誤りでございました。見出しに情報提供という言葉が入っておりますが、情報提供につきましては次の第6条に規定しております。参考に25ページをご覧ください。25ページの真ん中あたり、第6条で「住民の参画の促進等のための情報提供」がございまして、5条については評価についてのみ規定しておりますので、今回の改正に伴いまして見出しの一部を削除するものです。戻りまして資料23ページです。第7条につきまして、当初国の表現に合わせて特別職の地方公務員という表記をしておりましたが、宗像市の他の例規の表記と併せまして非常勤の特別職の職員と改めるものです。説明は以上です。

【高宮教育長】はい。それでは、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第10号は承認されました。

## 7 報告

【教育子ども部】

<図書課>

1 令和元年度雑誌スポンサー制度報告について

<教育政策課>

1 行政報告について

2 後援報告について

【高宮教育長】 次回開催予定日は、令和2年7月30日木曜日の午前10時から304会議室にて臨時教育委員会、令和2年8月18日火曜日の午前10時から301会議室にて定例教育委員会を開催します。

令和 2 年 8 月 18 日

高宮史郎

釜瀬 計